

農業経営基盤の強化の  
促進に関する

# 基本構想

令和4年4月

栗石町

# 目 次

|  |    |
|--|----|
| はじめに   | 1  |
| 第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標  | 2  |
| 第2 農業経営の規模・生産方式・経営管理の方法・農業従事の態様等に関する<br>営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標 | 7  |
| 第3 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標<br>その他農用地の利用関係の改善に関する目標  | 14 |
| 第4 農業経営基盤強化促進事業に関する次に掲げる事項                                       | 16 |
| 1 利用権設定等促進事業に関する事項   | 16 |
| 2 農地中間管理事業及び農地中間管理機構の特例事業の実施の促進に関する事項                            | 21 |
| 3 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他<br>農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項 | 22 |
| 4 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作<br>業の実施の促進に関する事項         | 24 |
| 5 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項                          | 24 |
| 6 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項                                     | 25 |
| 第5 その他   | 27 |
| 別紙1（第4の1（1）⑥関係）  | 28 |
| 別紙2（第4の1（2）関係）   | 29 |

# ● はじめに

---

## 1 基本構想の趣旨等

「農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想」（以下「基本構想」という。）は、「農業経営基盤強化促進法」（昭和 55 年法律第 65 号、以下「法」という。）に基づき、県が策定する「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」（以下「基本方針」という。）に即し、法第 6 条に基づき町が独自に定めることとされている。

当町における地域の実情を踏まえた農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な方向や、営農類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の基本的指標、新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の基本的指標などを本基本構想において定めることとする。

## 2 基本構想の期間

この基本構想は、令和 12 年度を目標年度とする。

なお、基本構想は、おおむね 5 年毎に見直すこととする。

## 3 基本構想の構成

この基本構想は、第 1 から第 4 により構成されている。

第 1 の「農業経営基盤の強化の促進に関する目標」では、本町における農業生産、農業構想の基本的な方向づけ、育成する効率的、安定的な経営体の目標とする所得水準、労働時間などを示している。

第 2 の「農業経営の規模・生産方式・経営管理の方法・農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標」では、目標とする具体的な指標として町内を代表とする営農類型 18（個別経営—12、集落型の農業法人—2、リーディング経営体—4）及び新規就農者営農類型 5 について、経営規模・生産方式・経営管理の方法・農業従事の態様などを示している。

第 3 の「効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の利用関係の改善に関する目標」では、育成する経営体が地域の農用地の利用に占める面積のシェアの目標を示している。

第 4 の「農業経営基盤強化促進事業に関する事項」では、農業経営基盤の強化を促進するため必要な事業についての取り組み方法及びこれらを総合的に推進する体制について示している。

# 第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

## 1 雫石町の概要

県都盛岡市の西方約16kmに位置し、西は秋田県仙北市、南は西和賀町、盛岡市、滝沢市、矢巾町、紫波町及び花巻市と接し、北は八幡平市と接している。東西約24km、南北40kmの広がりを持ち、608.82k㎡の面積を有している。地形は北部から西部へ連なる岩手山、裏岩手連峰、烏帽子岳、駒ヶ岳連山の1,400m～2,000m級の火山群からなる奥羽山系の山脈に囲まれ、典型的な、盆地を形成し、その中央部に耕地がある。耕地は概ね西方により東方に傾斜し、山麓地帯において階段状をなしている。

地質は、岩手山を中心とする火山活動によって大きく三つの方向から作用を強く受けた痕跡があり、このことが土壌の肥沃性を大局的に支配している。主として西南地区に凝灰石を岩種として構成している第三期層が広くみられ、洪積層が大部分を被覆している。岩手山に接近している北東部は、溶岩の点在が多く、火山灰が北東に厚く南西に薄く被覆し、沖積地は各河川の流域に発達している。土性は、岩手山による火山灰の影響を強く受けており腐植に富む土壌が分布している。

気象は北と西を奥羽山系に囲まれ、盆地性の気候を呈し、温度変化が大きく7月から8月にかけて気温が大きく上昇し、8月に最高に達し、その後急速な下降線をたどり、1、2月ごろ最低を示す。降水量は6月下旬から7月下旬の1ヶ月にわたる期間が例年の梅雨期となっており、特に梅雨期の雨量が多い。年平均気温9.8℃、年平均降水量1,520mm程度である。

このような土地や気象等の立地条件を生かした収益性の高い農業を確立するため、担い手の育成対策を進めながら、水稲、畜産、園芸の3部門を基幹にそれぞれの部門が将来的におおよそ3分の1の生産力をもつ複合経営を推進する。水稲については、水田の土地利用集積及び適地適作を基本とし、需要に応じた米生産と合わせて飼料用米や土地利用型作物などの転作を推進する。畜産については、転作による飼料作物を有効に活用して肉牛及び酪農経営の推進を図るが、特に、酪農経営については改良を中心に、肉牛経営については改良及び規模拡大中心に推進する。園芸部門については、特に若い農業者を中心に野菜のキュウリ、トマト、ネギ、花のりんどう、小ぎく等を中心に転作田の活用を図りながら生産拡大を進める。菌茸類については、椎茸、ナメコ、平茸等の長期安定出荷体制を確立しながら生産拡大に併せ、生産農家を確保し、産直等を利用したさらなる販路拡大を図る。

また、省力化や規模拡大を図るため、条件整備事業を計画的に進めるとともに、耕種農家・畜産農家、施設園芸による集約的経営を展開する農家との間で、労働力提供・農地の貸借、農作業の受委託等においてその役割分担を明確にしながら、農業再編と農業発展を積極的に推進する。麦、大豆等については、水田農業の推進対策等の活用により団地化を図るとともに担い手への農地の利用集積を促進する。

さらに、このような農業生産振興の基礎となる優良農地の確保を図ることを基本として、遊休農地の解消により効果的な農地の利用を重点的に、農業振興整備計画に即し、引き続き農村地域の秩序ある土地利用の確保に努めるものとする。

## 2 雫石町の農業構造

2020年農林業センサスによると、令和2年の当町の総農家数は、1,133戸となっており、前回調査の平成27年の1,373戸と比較すると、240戸減少となっており、近年著しい減少が続いている。

また、販売農家農業就業人口については、前回調査の1,840人から1,728人となり、うち65歳以上の割合が76.5パーセントと、農業者の高齢化が深刻さを増している。

このように農業者の高齢化、後継者不足等により、今後も農業従事者が減少することが見込まれており、担い手の確保・育成は喫緊の課題となっている。また、本町の平均的な経営耕地面積は2～3haほどであり、中小規模の兼業農家の割合が高いのが特徴となっている。さらに、本町では農地の資産保有傾向が強く、兼業農家から規模拡大志向農家への農地の流動化は進展しない状況にあったが、近年、世代交代や人・農地プラン（地域農業マスタープラン）を契機に農作業の受委託から利用権設定や所有権移転へと段階的な流動化が進む傾向にあり、担い手不足や農業従事者の高齢化等の問題により農地の流動化が一層加速するものと考えられる。

このようななか、国においては、新たな「食料・農業・農村基本計画」を策定（令和2年3月31日閣議決定）し、力強く持続可能な農業構造の実現に向けた担い手の育成・確保、実質化されたマスタープランの実行と農地中間管理機構のフル稼働による担い手への農地の集積・集約化の加速化などに取り組むこととされた。

今後は、「いわて農業経営相談センター」等との連携や農地中間管理事業の活用等により、マスタープランに位置づけられた中心経営体やリーディング経営体の候補等について、法人化や経営規模の拡大、生産活動の効率化の推進、農地の集積・集約化などを促進し、経営基盤の強化を図るものとする。

## 3 農業経営の目標

地域の農業構造の現状及びこの見通しの下に、農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう将来（概ね10年後令和12年度）の農業経営の発展及び新たに農業経営を営もうとする青年等が当面目指すべき農業経営の目標を明らかにし、効率かつ安定的な農業経営を育成することとする。

具体的な経営の指標は、雫石町において実践されている優良な経営の事例をもとに、実現可能な営農類型と生産規模から目標を定め、将来農業経営の発展をめざし農業を主業とする農業者が地域における他産業従事者並の生涯所得に相当する年間農業所得（主たる農業従事者一人あたり360万円程度、補助従事者一人あたり130万円程度）、年間労働時間（主たる農業従事者一人あたり2,000時間程度、補助従事者一人あたり1,500時間程度）の水準を実現するものとし、また、これらの経営が本町農業生産の相当部分を担う農業構造を確立していくことをめざす。

また、効率かつ安定的な農業経営の育成を着実に進めていくために、次世代の担い手への円滑な経営継承が重要であることから、新規就農者の確保・育成を図るものとする。

この目標の実現に向けて、次のとおり取り組む。

- (1) 農業経営の改善を計画的に進めようとする経営体に対し、農地の集積・集約化、経営管理の合理化、その他の農業経営基盤の強化を促進するための措置を総合的かつ重点的に講ずる。
- (2) 集落型の農業法人等への農地の集積・集約化の促進に当たっては、個別経営の活動を阻害する

ことがないよう、個別経営と集落型の農業法人等との間の利用調整を十分行う。

- (3) 新たに農業経営に取り組む青年等に対しては、それぞれの発展段階に応じた、生産技術や経営手法の習得誘導や、就農計画の実現に必要な農地や機械などの生産基盤の確保などについて、関係機関・団体や地域の生産組織等が連携し、重点的に支援する。

#### 4 農業経営の基盤強化関連事業に関する方針

将来の町農業を担う若い農業経営者の意向その他の農業経営に関する基本的条件を考慮して、農業経営の発展を目指す意欲と能力のある者を支援する農業経営基盤強化促進事業その他の措置を総合的に実施する。

- (1) 町、町農業委員会、農業協同組合、盛岡農業改良普及センター、その他関係機関・団体等は相互に連携し、人・農地プランの実現に向けて、集落における農業の将来展望とそれを担う経営体を明確にするための話し合いを促進する。

さらに、望ましい経営を目指す農業者等に対して「雫石町農業指導センター」が主体となって経営改善に係る助言や支援を行い、地域の農業者が主体性をもって、各々の農業経営改善計画及び青年等就農計画の自主的な作成や相互の連携が図られるよう支援する。

- (2) 農業経営の改善による望ましい経営の育成を図るため、土地利用集積型農業による発展を図ろうとする意欲的な農業者に対しては、農地の集積・集約化を進めるため、農業委員などによる掘り起こし活動を強化して、農地の出し手と受け手に係る情報の一元的把握の下に両者を適切に結びつけて利用権設定等を進める。
- (3) これらの農地に関しては、担い手不足や高齢者農家等の優良農地を規模拡大による経営に積極的な農家への集積・集約化を誘導する。このような土地利用調整対策を全町的に展開して集団化、連担化した条件で担い手に対し農地が集積・集約化されるよう努める。
- (4) 農地の集積・集約化を進めるに当たっては、農地中間管理事業の積極的な活用を図り、地域ごとの農用地の利用の実態に配慮して円滑な農用地の面的集積を推進する。

- (5) 水田農業等土地利用型農業が主である集落で、効率的かつ安定的な農業経営の育成及びこれらの経営への農地の集積・集約化が遅れている集落の全てにおいては、地域での話し合いと合意形成を促進する。また、地域での話し合いを進めるに当たっては、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」という。）第12条第1項の規定による農業経営改善計画の認定を受けた個別経営体又は組織経営体（以下「認定農業者」という。）及び第14条の4第1項の青年等就農計画の認定を受けた青年等（以下「認定新規就農者」という。）の経営改善に資するよう認定農業者及び認定新規就農者の育成、集落営農の組織化・法人化等地域の実情に即して指導を行う。特に、担い手の不足が見込まれる地域においては、集落営農の組織化・法人化を促進する。

さらに、農地貸借による経営規模拡大と併せて、農作業受委託による実質的な作業単位の拡大を図るため、農業協同組合と連携を密にして、農地貸借の推進と農作業受委託を推進する。また、併せて集約的な農業経営の展開を図るため、町農業指導センター、盛岡農業改良普及センター、農業協同組合の指導の下に、高収益化や新規作目の導入を推進する。

- (6) 組織のリーダー及びオペレーター育成、受委託の促進等を行うことにより、集落及び地域の営農の実態等に応じた生産組織を育成するとともに、その経営の効率化を図り、体制が整ったも

のについては積極的に法人化へ誘導する。さらに、町内の農業生産の重要な担い手である女性農業者については、家族経営協定の締結による農業経営改善計画の共同申請の誘導や、集落営農の組織化・法人化に当たっての話し合いの場への参加の呼びかけ等、積極的な地域農業への参加・協力を促進する。

- (7) 地域農業をけん引する「リーディング経営体」の育成を図るため、規模拡大や多角化に意欲的な農業者に対して集中的に支援する。
- (8) 地域資源の維持管理、農村コミュニティの維持、地域全体としての発展に結びつくよう、効率的かつ安定的な農業経営を目指す者のみならず、小規模な兼業農家、生きがいを持って農業を行う高齢農家、土地持ち非農家にも本法その他の諸施策に基づく農業経営基盤の強化及び農業構造の再編の意義について、理解と協力を求めていくこととする。
- (9) 法第 12 条の農業経営改善計画及び第 14 条の青年等就農計画の認定制度については、本制度を望ましい経営の育成施策の中心に位置づけ、町農業委員会の支援や農地中間管理機構による農用地利用のこれら認定農業者及び認定新規就農者への集積や、その他の支援についても認定農業者に重点的に実施されるよう努めることとし、町が主体となって、関係機関・関係団体にも協力を求めつつ制度の積極的活用を図るものとする。
- (10) 農用地利用集積事業の実施に当たっても、当該実施地区において経営を展開している認定農業者及び認定新規就農者にも十分配慮し、農業者の経営発展に資するよう、事業計画の策定等において経営体育成の観点から十分な検討を行う。
- (11) 市場調査能力や商品開発企画力などの新しい経営能力を持った人材の育成確保を進めるため、能力と意欲のある若い人材が地域に定住するよう、新規参入者や新規就農者の受け入れ体制を積極的に推進する。
- (12) 雫石町が第三次雫石町総合計画で目指す将来像“みんながつくる 未来につなぐ ふるさとしずくいし”の実現に向けて農業分野においては、「農業者の育成と経営安定の促進」「農畜産物の安定生産の推進」「農畜産物の販売と 6 次産業化の推進」に係る施策と基本とし、新時代に対応した魅力ある農林業を展開するまちづくりを進める。
- (13) 認定農業者が互いに農業の課題や方向について情報の交換や学習を高め、農業経営の安定向上と地域農業の振興を図る目的で設立されている「雫石町農業経営者協議会」の育成指導及び自主活動の支援を行う。

## 5 農業経営の支援体制

本町は「雫石町農業指導センター」の内部に専門支援チームを設置し、県及び農協等の協力を受けて、農業経営改善計画の認定を受けた農業者もしくは、組織経営体、又は、今後認定を受けようとする農業者及び生産組織経営体等を対象に、規模拡大や経営改善のための経営診断の実施、先進的技術の導入等を取り入れた生産方式や経営管理の合理化等の経営改善方策の提示等の重点的指導を行う。さらに専門支援チームは、経営改善計画の設定やその計画の促進についての検討を行う。

また、稲作中心経営から安定的な複合経営の確立をめざし、新規の集約的作目導入を図るためマーケティング面からも検討を行い、産地化を狙いとした戦略的振興作物を選定したうえで、その経営、栽培に関する指導を推進する。

なお、適切な資金計画の下で、施設整備や経営改善に要する投資を行うため「各種融資制度」等の制度資金の活用を図るものとし、雫石町特別融資制度推進会議により盛岡広域振興局・盛岡農業改良普及センター・町農業委員会・岩手県農業公社・農業協同組合・県信用農業協同組合連合会・県農業信用基金協会・㈱日本政策金融公庫と連携した指導を展開する。

## 第2 農業経営の規模・生産方式・経営管理の方法・農業従事の態様等に関する営農類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の目標及び指標

第1の3に示す目標を達成するための効率的かつ安定的な農業経営の指標として、町内の優良事例を踏まえた、主要な営農類型及び経営管理の方法等は次のとおりである。

なお、各営農類型における経営規模は、岩手県技術体系(2020版)に基づく単収、単価を用いた試算により、設定した。

### (1) 個別経営

各営農類型と経営規模は標準的な家族経営を想定して、1経営体あたり年間所得が490万円程度を確保できる経営（主たる従事者1人、配偶者又は後継者等の家族従事者は1人として、主たる従事者の年間所得が360万円程度）を提示した。

また、労働時間は、主たる従事者2,000時間、従たる従事者1,000～1,500時間とし、これを超える場合には雇用を取り入れる体系とした。

#### [個別経営体]

| 営農類型        | 経営規模   | 生産方式  |
|-------------|--|---|
| (1) 水稲+飼料用米 | <作付面積等><br>水稲 = 12.0ha<br>飼料用米 = 8.0ha<br><経営面積> 20ha                  | <資本装備><br>トラクター(40ps～50ps級) 2台<br>田植機(6条) 1台<br>コンバイン(5条刈) 1台<br>乾燥機(3.5t) 3台<br>他<br><その他><br>・ほ場の集積、集約化   |
| (2) 水稲+野菜   | <作付面積等><br>水稲 = 10ha<br>露地きゅうり = 0.3ha<br><経営面積> 10.3ha                | <資本装備><br>トラクター(40～50ps級) 1台<br>田植機(4条) 1台<br>コンバイン(3条刈) 1台<br>管理機(ローラー付) 1台<br>動力噴霧機(自走式) 1台<br>他<br><その他> |
| (3) 露地野菜+水稲 | <作付面積等><br>ミニトマト = 0.2ha<br>ピーマン = 0.2ha<br>水稲 = 3.0ha<br><経営面積> 3.4ha | <資本装備><br>トラクター(30ps級) 1台<br>田植機(4条) 1台<br>コンバイン(3条刈) 1台<br>動力噴霧機(自走式) 1台<br>他<br><その他><br>・収穫期を中心に雇用を導入    |

[個別経営体]

| 営農類型          | 経営規模   | 生産方式   |
|---------------|--|--|
| (4) 露地野菜+施設野菜 | <p>&lt;作付面積等&gt;<br/>           ネギ = 0.5ha<br/>           トマト = 0.15ha<br/>           ミニトマト = 0.2ha<br/> <br/>           &lt;経営面積&gt; 0.85ha</p>                           | <p>&lt;資本装備&gt;<br/>           簡易ビニールハウス<br/>           管理機(ローラー付) 1台<br/>           マルチャー(管理機用) 1台<br/>           動力噴霧機(自走式) 1台<br/>           ミニトマト選果機 1台<br/>           他<br/>           &lt;その他&gt;<br/>           ・トマト類は施設栽培</p>  |
| (5) 水稻+野菜+繁殖牛 | <p>&lt;作付面積等&gt;<br/>           水稻 = 7.0ha<br/>           露地きゅうり = 0.15ha<br/>           繁殖牛 = 10頭<br/>           牧草 = 5.0ha<br/> <br/>           &lt;経営面積&gt; 12.15ha</p> | <p>&lt;資本装備&gt;<br/>           畜舎、堆肥舎<br/>           トラクター(30ps級) 1台<br/>           田植機(4条) 1台<br/>           コンバイン(3条刈) 1台<br/>           動力噴霧機(自走式) 1台<br/>           牧草管理機械 一式<br/>           他<br/>           &lt;その他&gt;<br/>           ・ほ場の集積、集約化<br/>           ・収穫期を中心に雇用を導入<br/>           ・飼料調整用機械の共同所有、共同利用</p> |
| (6) 花き専作      | <p>&lt;作付面積等&gt;<br/>           りんどう = 0.8ha<br/>           コギク = 0.3ha<br/>           トルコギキョウ = 0.1ha<br/> <br/>           &lt;経営面積&gt; 1.2ha</p>                         | <p>&lt;資本装備&gt;<br/>           簡易ビニールハウス<br/>           動力噴霧機(背負式) 1台<br/>           動力噴霧機(自走式) 1台<br/>           フラワーインダガー(切断→下葉取り→結束) 1台<br/>           軽トラック(4WD) 1台<br/>           他<br/>           &lt;その他&gt;<br/>           ・トルコギキョウは施設栽培</p>   |
| (7) 花き+水稻     | <p>&lt;作付面積等&gt;<br/>           りんどう = 0.85ha<br/>           水稻 = 1.0ha<br/> <br/>           &lt;経営面積&gt; 1.85ha</p>   | <p>&lt;資本装備&gt;<br/>           トラクター(30ps級) 1台<br/>           田植機(4条) 1台<br/>           コンバイン(3条刈) 1台<br/>           結束機 1台<br/>           動力噴霧機 1台<br/>           他<br/>           &lt;その他&gt;<br/>           ・りんどうは半促成、早生、晩生、極晩生品種の組み合わせ</p>   |

## 〔個別経営体〕

| 営農類型         | 経営規模   | 生産方式  |
|--------------|--|---|
| (8) 酪農専業     | <作付面積等><br>乳牛(搾乳) = 60 頭<br>牧草 = 15.0ha<br>飼料作物 = 3.5ha<br><br><経営面積> 18.5ha               | <資本装備><br>搾乳牛舎、育成牛舎、堆肥舎<br>トラクター(40ps~50ps級) 1台<br>トラクター(60ps~80ps級) 1台<br>他<br><その他><br>・フリーストール、ミルクングパーラー方式の導入<br>・ロールベラー、コーンハーベスター等飼料調整用機械の共同所有、共同利用         |
| (9) 酪農+水稲    | <作付面積等><br>乳牛(搾乳) = 40 頭<br>飼料作物 = 2.4ha<br>牧草 = 14.6ha<br>水稲 = 6.0ha<br><br><経営面積> 23.0ha | <資本装備><br>搾乳牛舎、堆肥舎<br>トラクター(30ps級) 1台<br>トラクター(60ps~80ps級) 1台<br>田植機(4条) 1台<br>コンバイン(3条刈) 1台<br>他<br><その他><br>・ほ場の集積、集約化<br>・ロールベラー、コーンハーベスター等飼料調整用機械の共同所有、共同利用 |
| (10) 肉用牛(肥育) | <作付面積等><br>肥育牛 = 100 頭<br>牧草 = 9.0ha<br><br><経営面積> 9.0ha                                   | <資本装備><br>畜舎、堆肥舎<br>牧草管理機械 一式<br>他<br><その他><br>・肥育牛は黒毛和種の導入による  |
| (11) 繁殖牛+水稲  | <作付面積等><br>繁殖牛 = 25頭<br>牧草 = 12.5ha<br>水稲 = 4.0ha<br><br><経営面積> 16.5ha                     | <資本装備><br>畜舎、堆肥舎<br>トラクター(40ps~50ps級) 1台<br>田植機(4条) 1台<br>コンバイン(3条刈) 1台<br>他<br><その他><br>・ほ場の集積、集約化<br>・ロールベラー、コーンハーベスター等飼料調整用機械の共同所有、共同利用                      |
| (12) 菌茸+水稲   | <作付面積等><br>菌床しいたけ = 18,000玉<br>水稲 = 5.0ha<br><br><経営面積> 5.0ha                              | <資本装備><br>ウレタン吹き付けハウス 554㎡<br>トラクター(30ps級) 1台<br>田植機(4条) 1台<br>コンバイン(3条刈) 1台<br>他<br><その他><br>・菌茸の組み合わせによる労働力の周年利用<br>・収穫期を中心に雇用を導入                             |

(2) リーディング経営体

(1) の個別経営体の年間所得目標を達成した経営体については、さらに雫石町の農業をけん引するリーディング経営体（年間所得額が概ね 1,000 万円以上）へ育成する。

[リーディング経営体]

| 営農類型           | 経営規模  | 生産方式   |
|----------------|---|--|
| (1) 水稲＋小麦      | <作付面積等><br>水稲 = 25.0ha<br>小麦 = 15.0ha<br><経営面積> 40.0ha                          | <資本装備><br>トラクター(40ps～50ps級) 1台<br>田植機(4条) 1台<br>播種機(点播4条) 1台<br>乗用管理機 1台<br>コンバイン(5条刈) 1台<br>乾燥機(3.5t) 3台<br>他<br><その他><br>・ほ場の集積、集約化<br>・小麦については排水対策の徹底<br>・必要に応じ、園芸品目を導入 |
| (2) 野菜＋水稲      | <作付面積等><br>ネギ = 2.5ha<br>ブロッコリー = 2.0ha<br>水稲 = 5.0ha<br><経営面積> 9.5ha           | <資本装備><br>簡易ビニールハウス 1,000㎡<br>トラクター(30ps～60ps級) 2台<br>田植機(4条) 1台<br>コンバイン(3条刈) 1台<br>他<br><その他><br>・ほ場の集積、集約化<br>・収穫期を中心に雇用を導入   |
| (3) 花き＋水稲      | <作付面積等><br>りんどう = 1.0ha<br>トルコギキョウ = 1.0ha<br>水稲 = 5.0ha<br><経営面積> 7.0ha        | <資本装備><br>トラクター(30ps級) 1台<br>結束機 1台<br>動力噴霧機 1台<br>田植機(4条) 1台<br>コンバイン(3条刈) 1台<br>他<br><その他><br>・りんどうは半促成、早生、晩生、極晩生品種の組み合わせ  |
| (4) 肉用牛(一貫)＋水稲 | <作付面積等><br>肥育牛 = 50頭<br>繁殖牛 = 20頭<br>水稲 = 5.0ha<br>牧草 = 10.0ha<br><経営面積> 15.0ha | <資本装備><br>畜舎 2,000㎡<br>たい肥舎 200㎡<br>牧草管理機械 一式<br>トラクター(40ps～50ps級) 1台<br>田植機(4条) 1台<br>コンバイン(3条刈) 1台<br>他<br><その他><br>・ほ場の集積、集約化   |

(3) 集落型の農業法人（特定農業法人など）

ア 集落型の農業法人の営農類型は、主たる従事者2人、補助従事者1人で30～40haの営農規模で、集落営農の発展を目指している農業法人を想定し、主たる従事者の所得が地域のお産業従事者と遜色ない生涯所得（年間所得360万円）に到達する体系とし、農業法人として850万円を確保できる経営を提示した。

イ この組織の構成員に対しては、作業従事に見合う賃金と借地料を支払うこととする。

[集落型の農業法人]

| 営農類型          | 経営規模   | 生産方式   |
|---------------|--|--|
| (1) 水稻+麦・豆・穀類 | <作付面積等><br>水稻 = 26.0ha<br>小麦 = 14.0ha<br>大豆 = 7.0ha<br>そば = 7.0ha<br><br><経営面積> 54.0ha | <資本装備><br>トラクター(40ps～50ps級) 2台<br>田植機(6条) 1台<br>麦・大豆播種機(点播4条) 1台<br>乗用管理機 1台<br>コンバイン(4条) 2台<br>普通型コンバイン 1台<br>乾燥機(3.5t) 3台<br>静置式乾燥機(1坪) 1台<br>他<br><その他><br>・ほ場の集積、集約化<br>・小麦、そばはローテーションによる作付<br>・必要に応じ、園芸品目、農産加工、直売等関連事業の導入 |
| (2) 水稻+小麦+なたね | <作付面積等><br>水稻 = 25.0ha<br>小麦 = 15.0ha<br>なたね = 10.0ha<br><br><経営面積> 50.0ha             | <資本装備><br>トラクター(40ps～50ps級) 2台<br>田植機(6条) 1台<br>麦播種機(点播4条) 1台<br>乗用管理機 1台<br>コンバイン(4条) 2台<br>乾燥機(3.5t) 3台<br>なたね用乾燥機 1台<br>他<br><その他><br>・ほ場の集積、集約化付<br>・必要に応じ、園芸品目、農産加工、直売等関連事業の導入  |

(4) 新たに農業経営を営もうとする青年等

新たに農業経営を営もうとする青年等にあつては、技術や経営能力の向上に要する期間や段階的な規模拡大の状況などを勘案して、就農 5 年後の農業経営の年間所得が「就業後間もない他産業従事者」並の 250 万円程度を確保できる経営とする。

[新たに農業経営を営もうとする青年等]

| 営農類型     | 経営規模                                       | 生産方式   |
|----------|--|--|
| (1) 野菜専作 | <作付面積等><br>きゅうり = 0.15ha<br><経営面積> 0.15ha  | <資本装備><br>管理機(ローラー付) 1台<br>動力噴霧機(自走式) 1台<br>軽トラック(4WD) 1台<br>他<br><その他><br>・農地は賃借<br>・半促成+抑制栽培<br>・ハウスは中古、トラクタ作業は委託                                      |
| (2) 野菜専作 | <作付面積等><br>ミニトマト = 0.15ha<br><経営面積> 0.15ha | <資本装備><br>動力噴霧機(可搬式6ps) 1台<br>ミニトマト選果機 1台<br>軽トラック 1台<br>他<br><その他><br>・農地は賃借<br>・ハウスは中古、トラクタ作業は委託   |
| (3) 野菜専作 | <作付面積等><br>ねぎ = 1.0ha<br><経営面積> 1.0ha      | <資本装備><br>管理機 1台<br>移植機 1台<br>動力噴霧器 1台<br>堀取機 1台<br>皮むき機 1台<br>結束機 1台<br>軽トラック(4WD) 1台<br>他<br><その他><br>・農地は賃借<br>・トラクタ作業は委託                             |
| (4) 花き専作 | <作付面積等><br>りんどう = 0.4ha<br><経営面積> 0.4ha    | <資本装備><br>刈払機(肩掛式) 1台<br>動力噴霧機(背負式) 1台<br>動力噴霧機(自走式) 1台<br>フラワーインダガー(切断→下葉取り→結束) 1台<br>軽トラック(4WD) 1台<br>他<br><その他><br>・農地は賃借<br>・単価は、JA新しいわて南部営農経済センター資料 |
| (5) 菌茸専作 | <作付面積等><br>生しいたけ = 15千玉                    | <資本装備><br>ウレタン吹き付けハウス 554㎡<br>(簡易ビニールハウス)<br>他<br><その他><br>・菌床栽培   |

(5) 経営管理の方法、農業従事の態様等に関する指標

経営改善に向けて、それぞれの経営体が取り組むべき経営管理の合理化の方向及び農業従事の態様に関する目標を例示する。

| 経営管理の方法   | 農業従事の態様等   |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"><li>・複式簿記記帳の実施による経営管理</li><li>・青色申告の実施</li><li>・研修等による経営管理能力の向上</li><li>・経営内の役割の明確化</li><li>・経営相談センターその他専門家の積極的な活用</li><li>・経営改善計画の達成に向けた、単年度経営計画の作成と実践</li><li>・必要に応じ、法人化の検討</li><li>・組織経営においては、経営体質の強化のため、自己資本の充実</li><li>・生産工程管理（GAP）の実施</li><li>・データベース化による経営内容の可視化</li></ul> | <ul style="list-style-type: none"><li>・臨時雇用等による作業量に応じた労働力の確保</li><li>・家族経営協定の締結に基づく給料制の導入による労働評価の適正化</li><li>・休日制の導入、ヘルパー制の活用等による計画的な休日の確保</li><li>・農作業環境の改善、休憩時間の確保等による労働の快適化、安全性の確保</li><li>・組織経営においては、従事者全員及び雇用者の社会保険の加入、厚生施設等の充実</li></ul> |

### 第3 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の利用関係の改善に関する目標

- 1 第2に掲げるこれらの効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積及び面的集積に関する目標を将来の地域における農用地の利用に占めるシェアの目標として示すと、概ね次に掲げる程度である。

○効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積のシェアの目標

|   |     |
|---|-----|
| 効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積のシェアの目標 | 備 考 |
| おおむね80%                                 |     |

- (注) 1 「効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積のシェアの目標」は、個別経営、集落型の農業法人等の地域における農用地利用面積のシェアの目標である。  
2 目標年次は、令和12年度とする。

#### 2 農用地の利用関係の改善に関する事項

農用地の利用の集積に関する目標等を達成するため、関係機関及び関係団体の緊密な連携の下、地域の農用地の利用集積の対象者（農用地の引受け手）の状況等に応じ、地域の地理的自然的条件、営農類型の特性、農地の保有及び利用状況並びに農業者の意向を踏まえた効率的かつ安定的な農業経営への農地の利用集積の取組を促進する。その際、雫石町は、関係機関及び関係団体とともに、こうした取組が効果的かつ計画的に展開されるよう、地域の農業者をはじめとする関係者の合意の形成を図りつつ、各年度ごとに、利用集積の進捗状況等を把握・検証する。

なお、農用地の利用関係の改善を円滑に進める観点から、集落営農の組織化を促進する取組を行う際は、既存の認定農業者等の規模拡大努力の成果に十分配慮するものとする。この場合、両者の間で、農用地の利用集積に関して無用の混乱が生じないように、地域における話し合い活動の中で、十分な調整を行うこととする。

地域ごとの農用地の利用の改善については、次により進めることとする。

- (1) 都市的地域及び平地農業地域である、雫石地区では、水稻、麦、大豆の作付けが中心となっており、認定農業者や集落営農組織等に農地の利用集積が進んでいる。

しかしながら、経営体によっては農地が分散した状況にあり、経営上の課題となっていることから、農用地の利用関係に関する地域内の合意形成のもとに農用地の面的利用集積を促進することが重要となっている。

このため、雫石町は、町農業委員会、農業協同組合、土地改良区等の関係機関・団体連携のもと、利用権設定等促進事業の実施の促進を図り、面的なまとまりをもった条件下で、認定農業者、集落営農組織が効率的かつ安定的な農業経営が行えるよう努める。

- (2) 中間農業地域及び山間農業地域である西山、御明神、御所地区では、水稻、麦、大豆の作付け

が中心であるが、葉菜・果菜類などの園芸作目や肉用牛などの畜産も盛んであり複合経営を行う認定農業者に対する農地の利用集積が進んでいる。

しかしながら、土地利用型農業については、個々の経営体による農作業が中心で戸別の農業用機械所有など高コスト体質が課題となっており、今後は集落営農の組織化など、作付けの集積、集約化、農作業の共同化を図ることが重要となっている。

このため、雫石町は、町農業委員会、農業協同組合、土地改良区等の関係機関・団体連携のもと、農用地利用改善事業、利用権設定等促進事業の実施の促進を図り、面的なまとまりをもった条件下で、集落営農組織等が効率的かつ安定的な農業経営が行えるよう努める。

## 第4 農業経営基盤強化促進事業に関する次に掲げる事項

雫石町は、岩手県が作成した「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」の第4「効率的かつ安定的な農業経営を育成するために必要な事項」の農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項に定められた方向に即しつつ、雫石町農業の地域特性、即ち、複合経営を中心とした多様な農業生産の展開や兼業化の著しい進行などの特徴を十分踏まえて、以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組む。

雫石町は、農業経営基盤強化促進事業として、次に掲げる事業を行う。

- ① 利用権設定等促進事業
- ② 農地中間管理事業及び農地中間管理機構の特例事業の実施を促進する事業
- ③ 農用地利用改善事業の実施を促進する事業
- ④ 委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業
- ⑤ 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保を促進する事業
- ⑥ その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業

これらの各事業については、各地域の特性を踏まえてそれぞれの地域で重点的に実施するものとする。

ア 雫石町の一部においては、稲作を中心とする小規模兼業農家が多い地域があり、当該地域において農用地利用改善事業を重点的に推進し、集落営農を活発に展開しながら、担い手不足などによる増加が懸念されている遊休農地の解消対策を実施する。

イ 地域の特性に即した営農類型による効率的かつ安定的な経営の育成を図るため、耕種農家と畜産農家の耕畜連携を進め、家畜堆肥や農場副産物の有効利用を促進する。

ウ 野菜、花きの集出荷体制の整備充実を図るとともに直売施設等の普及改善につとめ、農産物の集出荷の合理化、その他農産物の流通改善を促進する。

以下、各個別事業ごとに述べる。

### 1 利用権設定等促進事業に関する事項

#### (1) 利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件

- ① 耕作又は養畜の事業を行う個人又は農地所有適格法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する農地所有適格法人をいう。）が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、次に掲げる場合に応じてそれぞれ定めるところによる。

ア 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合、次の（ア）から（オ）までに掲げる要件のすべて（農地所有適格法人にあっては（ア）、（エ）及び（オ）に掲げる要件のすべて）を備えること。

（ア）耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

（イ）耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。

（ウ）その者が農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められること。

- (エ) その者の農業経営に主として従事すると認められる青壮年の農業従事者（農地所有適格法人にあっては、常時従事者たる構成員をいう。）がいるものとする。
- (オ) 所有権の移転を受ける場合は、上記（ア）から（エ）までに掲げる要件のほか、借入者が当該借入地につき所有権を取得する場合、農地の集積、集約化を図るために必要な場合、又は近い将来農業後継者が確保できることとなることが確実である等特別な事情がある場合を除き、農地移動適正化あっせん譲受け等候補者名簿に登録されている者であること。
- イ 混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その者が利用権の設定等を受ける土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。
- ウ 農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その土地を効率的に利用することができることと認められること。
- ② 農用地について所有権、地上権、永小作権、質権、貸借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者が利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を行う場合において、当該者が前項のアの（ア）及び（イ）に掲げる要件（農地所有適格法人にあっては、（ア）に掲げる要件）のすべてを備えているときは、前項の規定にかかわらず、その者は、おおむね利用権の設定等を行う農用地の面積の合計の範囲内で利用権の設定等を受けることができるものとする。
- ③ 農業協同組合法（昭和 22 年法律第 132 号）第 10 条第 2 項に規定する事業を行う農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定等を受ける場合、同法第 11 条の 50 第 1 項第 1 号に掲げる場合において農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定等を受ける場合、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 2 条第 3 項に規定する農地中間管理事業及び法第 7 条第 1 項に掲げる事業を行う農地中間管理機構、独立行政法人農業者年金基金法（平成 14 年法律第 127 号）附則第 6 条第 1 項第 2 号に掲げる業務を実施する独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を受ける場合若しくは農地中間管理機構、独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を行う場合には、これらの者が当該事業又は業務の実施に関し定めるところによる。
- ④ 利用権の設定等を受けた後において耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない者（農地所有適格法人、農地中間管理機構、農業協同組合その他農業経営基盤強化促進法施行令（昭和 55 年政令第 219 号）（以下、「政令」という。）第 5 条で定める者を除く。）は、次に掲げるすべてを備えるものとする。
- ア その者が、耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。
- イ その者が、地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。
- ウ その者が、法人である場合にあつては、その法人の業務を執行する役員のうち 1 人以上の者が、その法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められること。
- ⑤ 農地所有適格法人の組合員、社員又は株主（農地法第 2 条第 3 項第 2 号チに掲げる者を除く。）

が、利用権設定等促進事業の実施により、当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行うため利用権の設定等を行う場合は、①の規定にかかわらず利用権の設定等を受けることができるものとする。

ただし、利用権の設定等を受けた土地のすべてについて当該農業生産法人に利用権の設定等を行い、かつ、これら二つの利用権の設定等が同一の農用地利用集積計画において行われる場合に限るものとする。

- ⑥ ①から⑤に定める場合のほか、利用権の設定等を受ける者が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、別紙1のとおりとする。

## (2) 利用権の設定等の内容

利用権設定等促進事業の実施により、設定（又は移転）される利用権の存続期間の基準、借賃の算定基準及び支払い（持分又は株式の付与を含む。以下同じ。）の方法、農業経営の受委託の場合の損益の算定基準及び決済の方法その他利用権の条件並びに移転される所有権の移転の対価（現物出資に伴い付与される持分又は株式を含む以下同じ。）の算定基準及び支払いの方法並びに所有権の移転の時期は、別紙2のとおりとする。

## (3) 開発を伴う場合の措置

- ① 雫石町は、開発して農用地又は農業施設用地とすることが適当な土地についての利用権の設定等を内容とする農用地利用集積計画の作成に当たっては、その利用権の設定等を受ける者（地方公共団体、農地中間管理機構を除く。）から農業経営基盤強化促進法の基本要綱（平成24年5月31日付け農林水産省経営局長通知。以下「基本要綱」という。）別記様式第7号に定める様式による開発事業計画を提出させる。
- ② 雫石町は、①の開発事業計画が提出された場合において、次に掲げる要件に適合すると認めるときに農用地利用集積計画の手続きを進める。
- ア. 当該開発事業の実施が確実であること。
- イ. 当該開発事業の実施に当たり農地転用を伴う場合は、農地転用の許可の基準に従って許可し得るものであること。
- ウ. 当該開発事業の実施に当たり農用地区域内の開発行為を伴う場合には、開発行為の許可基準に従って許可し得るものであること。

## (4) 農用地利用集積計画の策定期間

- ① 雫石町は、(5)の申出その他の状況から農用地の農業上の利用の集積を図るため必要があると認めるときは、その都度、農用地利用集積計画を定める。
- ② 雫石町は、農用地利用集積計画の定めるところにより設定（又は移転）された利用権の存続期間（又は残存期間）の満了後も農用地の農業上の利用の集積を図るため、引き続き農用地利用集積計画を定めるよう努めることとする。この場合において、当該農用地利用集積計画は、現に定められている農用地利用集積計画に係る利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の30日前までに当該利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の翌日を始期とする利用権の設定（又は移転）を内容として定める。

## (5) 要請及び申出

- ① 町農業委員会は認定農業者等で利用権の設定を受けようとする者又は利用権の設定等を行お

うとする者の申出をもとに、農用地の利用権の調整を行った結果、認定農業者等に対する利用権設定等の調整が整ったときは、雫石町に農用地利用集積計画を定めるべき旨を要請することができる。

- ② 雫石町の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする土地改良区は、その地区内の土地改良法（昭和24年法律第195号）第52条第1項又は第89条の2第1項の換地計画に係る地域における農地の集積、集約化と相まって農用地の利用の集積を図るため、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。
- ③ 農用地利用改善団体及び営農指導事業においてその組合員の行う作付地の集積、集約化、農作業の効率化等の農用地の利用関係の改善に関する措置の推進に積極的に取り組んでいる農業協同組合は、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。
- ④ ②から③に定める申出を行う場合において、(4)の②の規定により定める農用地利用集積計画の定めるところにより利用権の存続を申し出る場合には、現に設定（又は移転）されている利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の90日前までに申し出るものとする。

#### (6) 農用地利用集積計画の作成

- ① 雫石町は、(5)の①の規定による町農業委員会からの要請があった場合には、その要請の内容を尊重して農用地利用集積計画を定める。
- ② 雫石町は、(5)の②から④の規定による農用地利用改善団体、農業協同組合又は土地改良区から申出があった場合には、その申出の内容を勘案して農用地利用集積計画を定めるものとする。
- ③ ①、②に定める場合のほか、利用権の設定等を行おうとする者又は利用権の設定等を受けようとする者の申し出があり、利用権設定等の調整が整ったときは、雫石町は、農用地利用集積計画を定めることができる。
- ④ 雫石町は、農用地利用集積計画において利用権の設定等を受ける者を定めるに当たっては、利用権の設定等を受けようとする者（(1)に規定する利用権の設定等を受けるべき者の要件に該当する者に限る。）について、その者の農業経営の状況、利用権の設定等をしようとする土地及びその者の現に耕作又は養蓄の事業に供している農用地の位置その他の利用条件等を総合的に勘案して、農用地の農業上の利用の集積並びに利用権の設定等を受けようとする者の農業経営の改善及び安定に資するようにする。

#### (7) 農用地利用集積計画の内容

農用地利用集積計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

なお、⑥のウに掲げる事項については、(1)の④に定める者がこれらを実行する能力があるかについて確認して定めるものとする。

- ① 利用権の設定等を受ける者の氏名又は名称及び住所
- ② ①に規定する者が利用権の設定等（(1)の④に定める者である場合については、賃借権又は使用貸借による権利の設定に限る。）を受ける土地の所在、地番、地目及び面積
- ③ ①に規定する者に②に規定する土地について利用権の設定等を行う者の氏名又は名称及び住

所

- ④ ①に規定する者が設定（又は移転）を受ける利用権の種類、内容（土地の利用目的を含む。）、始期（又は移転の時期）、存続期間（又は残存期間）、借賃及びその支払方法（当該利用権が農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利である場合にあっては農業の経営の委託者に帰属する損益の算出基準及び決算の方法）、利用権の条件その他利用権の設定（又は移転）に係る法律関係（①に規定する者が法第4条第4項に規定する特定法人である場合には、実施主体等との協定に違反した場合には、実施主体は賃貸借又は使用貸借を解除することができる旨の条件を含む。）
- ⑤ ①に規定する者が移転を受ける所有権の移転の後における土地の利用目的、当該所有権の移転時期、移転の対価及び（現物出資に伴い付与される持分又は株式を含む。）その支払い（持分又は株式の付与を含む。）の方法その他所有権の移転に係る法律関係
- ⑥ ①に規定する者が（1）の④に規定する者である場合には、次に掲げる事項
- ア その者が、賃貸借又は使用貸借による権利の設定を受けた後において、その農用地を適正に利用していないと認められる場合に、賃貸借又は使用貸借の解除をする旨の条件
- イ その者が、賃貸借又は使用貸借を解除し撤退した場合の混乱を防止するための次に掲げる事項その他撤退した場合の混乱を防止するための事項
- （ア）農用地を明け渡す際の原状回復の義務を負う者
- （イ）原状回復の費用の負担者
- （ウ）原状回復がなされないときの損害賠償の取決め
- （エ）貸借期間の中途の契約終了時における違約金支払の取決め
- ⑦ ①に規定する者の農業経営の状況

(8) 同意

雫石町は、農用地利用集積計画の案を作成したときは、(7)の②に規定する土地ごとに(7)の①に規定する者並びに当該土地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者すべての同意を得る。

ただし、複数の共有に係る土地について利用権（その存続期間が20年を超えないものに限る。）の設定又は移転をする場合における当該土地について所有権を有する者の同意については、当該土地について2分の1を超える共有持ち分を有する者の同意を得ることで足りるものとする。

(9) 公告

雫石町は、町農業委員会の決定を経て農用地利用集積計画を定めたとき又は(5)の①の規定による町農業委員会の要請の内容と一致する農用地利用集積計画を定めたときは、その旨及びその農用地利用集積計画の内容のうち(7)の①から⑥までに掲げる事項を雫石町の掲示板への掲示により公告する。

(10) 公告の効果

雫石町が(9)の規定による公告をしたときは、その公告に係る農用地利用集積計画の定めるところによって利用権が設定され（若しくは移転し）又は所有権が移転するものとする。

(11) 利用権の設定等を受けた者の責務

利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を受けた者は、その利用権の設定等に係る

土地を効率的に利用するように努めなければならない。

(12) 紛争の処理

雫石町は、利用権設定等促進事業の実施による利用権の設定等が行われた後は、借賃又は対価の支払等利用権の設定等に係る土地の利用に伴う紛争が生じたときは、当該利用権の設定等の当事者の一方又は双方の申し出に、基づき、その円満な解決に努める。

(13) 農用地利用集積計画の取消し等

① 雫石町は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、(9)の規定による公告のあった農用地利用集積計画の定めによるところにより賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた(1)の④に規定する者(法第18条第2項第6号に規定する者)に対し、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告することができるものとする。

ア その者が、その農用地において行う耕作又は養畜の事業により、周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき。

イ その者が、地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認められるとき。

ウ その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員の内いずれもがその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事していないと認めるとき。

② 雫石町は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、町農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画のうち当該各号に係る賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取消すものとする。

ア (9)の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところによりこれらの権利の設定を受けた(1)の④に規定する者がその農用地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、これらの権利を設定した者が賃貸借又は使用貸借の解除をしないとき。

イ ①の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わなかったとき。

③ 雫石町は、②の規定による取消しをしたときは、農用地利用集積計画を取消した旨及び当該農用地利用集積計画のうち取り消しに係る部分を雫石町の公報に記載することその他所定の手段により公告する。

④ 雫石町が③の規定による公告をしたときは、②の規定による取り消しに係る賃貸借又は使用貸借が解除されたものとみなす。

⑤ 町農業委員会は、②の規定による取消しがあった場合において、当該農用地の適正かつ効率的な利用が図られないおそれがあると認めるときは、当該農用地の所有者に対し、当該農用地についての利用権設定等のあっせんを働きかけるとともに、必要に応じて農地中間管理事業及び農地中間管理機構の特例事業(以下「農地中間管理事業及び特例事業」という。)の活用を図るものとする。町農業委員会は、所有者がこれらの事業の実施に応じたときは、農地中間管理機構に連絡して協力を求めるとともに、連携して農用地の適正かつ効率的な利用の確保に努めるものとする。

## 2 農地中間管理事業及び特例事業の実施の促進に関する事項

(1) 農地中間管理事業の実施の促進

雫石町は、県下一円を区域として農地中間管理事業を行う農地中間管理機構との連携の下に、普及啓発活動等を行うことによって同公社が行う事業の実施の促進を図る。

また、農地利用集積円滑化事業を通じて賃貸借を行ってきた農地は制度改正（令和2年4月1日施行）により、契約期間が満了した者から随時、農地中間管理事業へ移行することとなっており、農地中間管理機構との連携の下、移行処理を適正に実施できるよう努めるものとする。

#### (2) 農地中間管理事業の推進体制

町農業委員会、農業協同組合は、農地中間管理機構が行う中間保有・再配分機能を生かした農地中間管理事業を促進するため、農地中間管理機構に対し、情報提供、事業の協力を行うものとする。

### 3 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

#### (1) 農用地利用改善事業の実施の促進

雫石町は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。

#### (2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域の観点等から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域とするものとする。

ただし、ひとまとまりの集落を単位とした区域とすることが困難である場合にあっては、農用地の効率的かつ総合的な利用に支障のない限り、集落の一部を除外することができるものとする。

#### (3) 農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、(2)に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための、作付地の集積、集約化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。

#### (4) 農用地利用規程の内容

① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

ア. 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項

イ. 農用地利用改善事業の実施区域

ウ. 作付地の集積、集約化その他農作物の栽培の改善に関する事項

エ. 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項

オ. 認定農業者に対する農用地の利用の集積目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

カ. その他必要な事項

② 農用地利用規程においては、①に掲げるすべての事項についての実行方策を明らかにするものとする。

#### (5) 農用地利用規程の認定

① (2)に規定する区域をその地区とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約

及び構成員につき法第 23 条第 1 項に規定する要件を備えるものは、基本要綱別記様式第 4 号の認定申請書を雫石町に提出して、農用地利用規程について雫石町の認定を受けることができる。

② 雫石町は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第 23 条第 1 項の認定をする。

ア. 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。

イ. 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。

ウ. (4) の①のエに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること。

エ. 農用地利用規程が適性に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。

③ 雫石町は、②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を雫石町の掲示板への提示により公告する。

④ ①から③までの規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。

(6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

① (5) の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成する観点から、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。

② ①の規定により定める農用地利用規程においては、(4) の①に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。

ア. 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所

イ. 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標

ウ. 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等及び農作業の委託に関する事項

③ 雫石町は、②に規定する事項が定められている農用地利用規程について(5) の①の認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が(5) の②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、(5) の①の認定をする。

ア. ②のイに掲げる目標が(5) に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。

イ. 申請書の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けること、又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。

(7) 農用地利用改善団体の勸奨等

① (5) の②の認定を受けた団体(以下「認定団体」という)は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者(所有者以外

に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者)である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者(認定農用地規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあっては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。)に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勧奨することができる。

② ①の勧奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。

③ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

#### (8) 農用地利用改善事業の指導、援助

① 雫石町は認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、援助に努める。

② 雫石町は、(5)の①に規定する団体又は当該団体にならうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、盛岡農業改良普及センター、町農業委員会、農業協同組合、岩手県農業公社等の指導、助言を求めてきたときは、これらの機関・団体が一体となって総合的・重点的な支援・協力が行われるように努める。

### 4 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項

#### (1) 農作業の受委託の促進

雫石町は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図る。

ア. 農業協同組合その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進

イ. 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成

ウ. 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作業受託の促進の必要性についての普及啓発

エ. 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化

オ. 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、さらには利用権の設定への移行の促進

カ. 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の基準の設定

#### (2) 農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等

農業協同組合は、農業機械銀行方式の活用、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申出があった場合は、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受委託の促進に努めるものとする。

### 5 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項

雫石町は、効率的かつ安定的な経営を育成するために、生産方式の高度化や経営管理の複雑化に対応した高い技術を有した人材の育成に取り組む。このため、人材育成方針を定めるとともに、新

たに農業経営を営もうとする青年等、意欲と能力のある者が幅広くかつ円滑に農業に参入し得るよう相談機能の一層の充実、先進的な法人経営等での実践的研修、担い手としての女性の能力を十分に発揮させるための研修等を通じて経営を担う人材の育成を積極的に推進する。

また、農業従事者の安定的確保を図るため、他産業に比べて遅れている農業従事の態様等の改善に取り組むこととし、家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制、ヘルパー制度の導入や、高齢者、非農家等の労働力の活用システムを整備する。

さらに、より多くの若い新規就農者を地域の中心的な担い手として定着させるため、栽培技術や農業経営に関する知識と技術の習得を支援するとともに、農業次世代人材投資事業を活用した就農直後の所得確保や青年等就農資金を活用した生産条件の整備を図り、早期経営安定や着実な定着を支援する。

## 6 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

### (1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携

雫石町は、農業経営基盤の強化を促進するため、1～5までに掲げた事項の推進に当たっては、以下の関連施策との連携に配慮するものとする。

ア 地産地消を推進し、町内における新たな流通システムの構築を図り、農業所得の向上を促進する。また、女性・高齢農業者の活躍の場を増やすことで、活力ある農業・農村を構築する。

イ 家畜排せつ物の有機資源としての有効利用を推進することにより、耕畜連携を進め、環境と調和した資源循環型の農業生産体制を構築するとともに、食品の安全性に関する法令等を遵守し、消費者ニーズに即した安全・安心な農作物の生産を推進する。

ウ 水田フル活用ビジョンの実現に向けた積極的な取組によって、稲作、転作を通ずる望ましい経営の育成を図ることとする。特に、地域の土地利用の見直しを通じて農地の集積・集約化、とりわけ面的集積による効率的作業単位の形成等望ましい営農展開に資するように努める。

エ 地域農業の振興に関するその他施策を行うに当たっては、農業経営基盤強化促進事業の円滑な促進に資することになるよう配慮するものとする。

### (2) 推進体制等

#### ① 事業推進体制等

雫石町は、町農業委員会、盛岡農業改良普及センター、農業協同組合、土地改良区、その他関係団体の代表で構成する雫石町農林業対策委員会、農用地利用改善団体と連携しつつ、農業経営基盤強化の促進方策について検討する。

雫石町農林業政策審議会では、このような検討結果を踏まえ、今後10年にわたり、第1・第3で掲げた目標や第2の指標で示される効率的かつ安定的な経営の育成に資するための実現方策等について、各関係機関と審議をして推進する。

また、このような長期行動計画と併せて、年度別活動計画において当面行うべき対応を各関係機関・団体別に明確化し、関係者が一体となった「雫石町農業指導センター」の活動を通じて地域農家の合意の下に効率的かつ安定的な経営の育成及びこれらへの農用地利用の集積を強力に推進する。

#### ② 町農業委員会等の協力

町農業委員会、農業協同組合及び土地改良区は、農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう、相互に連携を図りながら協力するように努めるものとし、雫石町は、このような協力の推進に配慮する。

## 第5 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化の促進に関する必要な事項については、別に定めるものとする。

### 附 則

1. この基本構想は、平成6年12月28日から施行する。
2. この基本構想は、平成12年3月29日から施行する。
3. この基本構想は、平成18年3月23日から施行する。
4. この基本構想は、平成21年3月24日から施行する。
5. この基本構想は、平成22年4月28日から施行する。
6. この基本構想は、平成25年6月28日から施行する。
7. この基本構想は、平成26年9月29日から施行する。
8. この基本構想は、平成28年10月31日から施行する。
9. この基本構想は、令和4年4月25日から施行する。

別紙1 (第4の1(1)⑥関係)

次に掲げる者が利用権の設定等を受けた後において、法第18条第2項第2号に規定する土地（以下「対象土地」という。）の用途ごとにそれぞれ定める要件を備えている場合には、利用権の設定等を行うものとする。

- (1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第298条第1項の規定による地方開発事業団体以外の地方公共団体（対象土地を農業上の利用を目的とする用途たる公用又は公共用に供する場合に限る。）、農業協同組合等（農地法施行令（昭和27年政令第445号）第2条の第2項第1号に規定する法人をいい、当該法人が対象土地を直接又は間接の構成員の行う農業に必要な施設の用に供する場合に限る。）又は農地法施行令第2条の第2項第3号に規定する法人（当該法人が同号に規定する事業の運営に必要な施設の用に供する場合に限る。）
- 対象土地を農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合
    - ・・・法第18条第3項第2号イに掲げる事項
  - 対象土地を農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農業用施設用地を含む。以下同じ。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合
    - ・・・その土地を効率的に利用できると認められること。
- (2) 農業協同組合法第72条の8第1項第2号の事業を行う農事組合法人（農地所有適格法人である場合を除く。）又は生産森林組合（森林組合法（昭和53年法律第36号）第93条第2項第2号に掲げる事業を行うものに限る。）（それぞれ対象土地を農用地以外の土地としてその行う事業に供する場合に限る。）
- 対象土地を混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合
    - ・・・法第18条第3項第2号イに掲げる要件
  - 対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合
    - ・・・その土地を効率的に利用できると認められること。
- (3) 土地改良法（昭和24年法律第195号）第2条第2項各号に掲げる事業（同項第6号に掲げる事業を除く。）を行う法人又は農業近代化資金助成法施行令（昭和36年政令第346号）第1条第7号若しくは第8号に掲げる法人（それぞれ対象土地を当該事業に供する場合に限る。）
- 対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合
    - ・・・その土地を効率的に利用できると認められること。

別紙2（第4の1（2）関係）

I 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合

| ① 存続期間（又は残存期間）   | ② 借賃の算定基準   | ③ 借賃の支払方法  | ④ 有益費の償還   |
|--|---|--|--|
| <p>1 存続期間は5年（農業者年金制度関連の場合は10年、開発して農用地とすることが適当な土地について利用権の設定等を行う場合は、開発してその効用を發揮する上で適切と認められる期間その他利用目的に応じて適切と認められる一定の期間）とする。ただし、利用権を設定する農用地において栽培を予定する作目の通常の栽培期間からみて5年とすることが相当でないと認められる場合には、5年と異なる存続期間とすることができる。</p> <p>2 残存期間は、移転される利用権の残存期間とする。</p> <p>3 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により設定（又は移転）される利用権の当事者が当該利用権の存続期間（又は残存期間）の中途において解約する権利を有しない旨を定めるものとする。</p> | <p>1 農地については、農地法第52条の2第1項の規定により町農業委員会が提供している借賃情報を十分考慮し、農地の生産条件等を勘案して算定する。</p> <p>2 採草放牧地については、その採草放牧地の近隣の採草放牧地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その採草放牧地の近傍の農地について算定される借賃の額を基礎とし、当該採草放牧地の生産力。固定資産評価額等を勘案して算定する。</p> <p>3 開発して農用地とすることが適当な土地については、開発後の土地の借賃の水準、開発費用の負担区分の割合、通常の実産力を發揮するまでの期間等を総合的に勘案して算定する。</p> <p>4 借賃を金銭以外のもので定めようとする場合には、その借賃は、それを金額に換算した額が、上記1から3までの規定によって算定される額に相当するように定めるものとする。</p> <p>この場合において、その金銭以外のもので定められる借賃の支払等の定めは、町農業委員会が定める農地法第21条第1項ただし書の承認基準に適合するものでなければならないものとする。</p> | <p>1 借賃は、毎年農用地利用集積計画に定める日までに当該年に係る借賃の全額を一時に支払うものとする。</p> <p>2 1の支払いは、貸貸人の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、その他の場合は、貸貸人の住所に持参して支払うものとする。</p> <p>3 借賃を金銭以外のもので定めた場合には、原則として毎年一定の期日までに当該年に係る借賃の支払等を履行するものとする。</p> | <p>1 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定（又は移転）を受ける者は、当該利用権に係る農用地を返還するに際し、民法の規定により当該農用地の改良のために費やした金額その他の有益費について償還を請求する場合その他法令による権利の行使である場合を除き、当該利用権の設定者に対し名目のいかんを問わず、返還の代償を請求してはならない旨を定めるものとする。</p> <p>2 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定（又は移転）を受ける者が当該利用権に係る農用地を返還する場合において、当該農用地の改良のために費やした金額又はその時における当該農用地の改良による増価額について、当該利用権の当事者間で協議が整わないときは、当事者の双方の申出に基づき零石町が認定した額をその費やした金額又は増価額とする旨を定めるものとする。</p> |

II 混牧林地又は農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすること適当な土地を含む。）として利用するため利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合

| ①存続期間（又は残存期間） | ② 借賃の算定基準  | ③ 借賃の支払方法 | ④ 有益費の償還 |
|---------------|--|-----------|----------|
| Iの①に同じ。       | <p>1 混牧林地については、その混牧林地の近傍の混牧林地の借賃の額、放牧利用の形態、当事者双方の受益又は負担の程度等を総合的に勘案して算定する。</p> <p>2 農業用施設用地については、その農業用施設用地の近傍の農業用施設用地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その農業用施設用地の近傍の用途が類似する土地の借賃の額、固定資産税評価額等を勘案して算定する。</p> <p>3 開発して農業用施設用地とすることが適当な土地については、Iの②の3と同じ。</p> | Iの③に同じ。   | Iの④に同じ。  |

III 農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利の設定を受ける場合

| ①存続期間   | ② 損益の算定基準  | ③ 損益の決済方法   | ④ 有益費の償還 |
|---------|--|---|----------|
| Iの①に同じ。 | <p>1 作目等毎に、農業の経営の委託に係る販売額（共済金を含む。）から農業の経営に係る経費を控除することにより算定する。</p> <p>2 1の場合において、受託経費の算定に当たっては、農業資材費、農業機械施設の償却費、事務管理費等のほか、農作業実施者又は農業経営受託者の適正な労賃・報酬が確保されるようにするものとする。</p> | Iの③に同じ。この場合においてIの③中の「借賃」とあるのは「損益」と、「賃貸人」とあるのは「委託者（損失がある場合には、受託者という。）」と読み替えるものとする。 | Iの④に同じ。  |

IV 所有権の移転を受ける場合

| ①対価の算定基準  | ② 対価の支払方法  | ③ 所有権の移転の時期  |
|---|--|--|
| 土地の種類及び農業上の利用目的毎にそれぞれ近傍類似の土地の通常取引（農地転用のために農地を売却した者が、その農地に代わるべき農地の所有権を取得するため高額の対価により行う取引その他特殊な事情の下で行われる取引を除く。）の価額に比準して算定される額を基準とし、その生産力等を勘案して算定する。 | 農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに所有権の移転を受ける者が所有権の移転を行う者の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、又は所有権の移転を行う者の住所に持参して支払うものとする。 | <p>農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われたときは、当該農用地利用集積計画に定める所有権の移転の時期に所有権は移転し、対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われなときは、当該所有権の移転に係る農用地利用集積計画に基づく法律関係は失効するものとする。</p> <p>なお、独立行政法人農業者年金基金及び岩手県農業公社が所有権の移転を行う場合の取扱いについては、独立行政法人農業者年金基金及び岩手県農業公社の定めるところによるものとする。</p> |